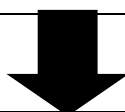


※ 持ち物チェックシート ※

1. 全員が持参するもの

- 子どものための教育・保育給付支給認定申請書（現況届）兼保育利用申込書（児童1人につき1枚）
- 父母及び入所申請児童のマイナンバーが分かる書類（通知カード/マイナンバーカード等）
- 認め印



2. 手続きをする方によって持ち物が異なるもの

①「保育所手続き上の保護者（※）」
本人が手続きする場合

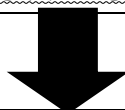
②それ以外の方が手続きする場合

（手続きに来る方の）運転免許証

（手続きに来る方の）運転免許証

委任状

※「保育所手続き上の保護者」とは、父母のうち、世帯の生計中心者となる方を指します。
（継続入所者については、保育所関係の通知等の宛名となっている方が「保育所手続き上の保護者」です。）
例）「保育所手続き上の保護者」が父の場合、母や祖父母等が手続きをする際には委任状が必要です。



3. 保育の利用を希望する場合（※）に必要なもの

保育を必要とする事由を証明する書類（別紙参照）

※ 幼稚園または認定こども園で1号認定を希望する（受けている）方は提出不要です。



4. 平成29年1月2日以降に五戸町へ転入している場合（※）に必要なもの （保育料算定のため、市町村民税所得割課税額を確認する必要があります。）

平成29年度市町村民税の課税状況が分かる書類（父母それぞれ1枚）

- ・平成29年度市町村民税課税証明書又は所得課税証明書等

※ 児童手当又は乳幼児医療の手続きで既に提出している場合は提出不要です。



5. 申請児童本人又は同居者に障がいがある場合に必要なもの （保育料が軽減される場合があります。）

次のいずれかの写し

- ・身体障害者手帳
- ・愛護（療育）手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・特別児童扶養手当証書
- ・障害年金証書



6. 入園希望年度に、就学前の兄弟姉妹が特定の施設を利用している場合に必要なもの （保育料が軽減される場合があります。）

次の施設の在園（在所）証明書

- ・新制度に移行しない幼稚園
- ・特別支援学校幼稚部
- ・情緒障害児短期治療施設通所部
- ・児童発達支援施設
- ・医療型児童発達支援施設